

## 住之江公園駅周辺放置自転車等対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 住之江公園駅周辺放置自転車等対策協議会（以下「協議会」と略）は、地下鉄四つ橋線及びニュートラム住之江公園駅（以下「住之江公園駅」と略）周辺において大量に見受けられる放置自転車等の問題解決に向けて、地域住民、事業者及び関係行政機関等が一体となって取組方策を検討することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 住之江公園駅における放置自転車等の対策について協働で取り組む方策の検討
- (2) その他、取り組むべき活動のために必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる地域住民、事業者及び関係行政機関等の代表者（以下「委員」と略）により組織する。

### (役員)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要がある場合には委員以外の者を出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、住之江区役所に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるものの外、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

別表

住之江区地域振興会 住之江連合町会  
住之江区地域振興会 平林連合町会  
住之江区地域振興会 新北島連合町会  
住之江区地域振興会 清江連合町会  
住之江区視覚障害者福祉協会  
大阪護国神社  
住之江公園管理事務所  
オスカードリーム管理事務所  
(株) ボネール  
(有) ビッグドッグジャパン  
日本商業施設 (株)  
(株) 播磨屋  
都市環境整備 (株)  
住之江競艇運営協議会  
大阪府住之江警察署  
大阪市建設局  
大阪市交通局  
大阪市住之江区役所